印西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）市民意見公募手続実施要領

１．目的

この要領は、印西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）（以下「制度」という。）の創設の過程における市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について必要な事項を定め、もって市民の市政への参画の機会を提供するとともに、より透明性の高い行政運営をめざすことを目的とする。

２．実施主体

制度（案）に対する市民意見公募手続の実施主体は、印西市とする。

３．制度（案）の公表方法

制度（案）の公表方法については、市ホームページ、男女共同参画センター、行政資料コーナー、印旛支所分庁舎、本埜支所、船穂出張所、平賀出張所、岩戸出張所、滝野出張所、中央公民館、小林公民館、そうふけ公民館、印旛公民館、本埜公民館、中央駅前地域交流館、大森図書館、において閲覧により公表するものとする。

４．意見の提出ができる者

市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

５．意見の提出方法

（１）意見は、郵送・ファックス・直接持参・電子メールにより提出できるものとする。
（２）意見書の様式は、任意様式も可とする。
（３）意見は、文書又は電子的記録として残るものに限る。
（４）意見を提出しようとする者は、意見書に住所及び氏名を明記しなければならない。住所及び氏名が明記されていない場合は、その意見を無効とする。
（５）意見の提出先は、下表のとおりとする。

提出手段	提　出　先
郵　　送	〒270-1340 印西市中央南１－４－３　コスモスパレットⅡ 印西市 市民部 市民活動推進課 男女共同参画係 （印西市男女共同参画センター内）
ファックス	ファックス番号　０４７６－４６－１０１９
直接持参	コスモスパレットⅡ３階　印西市男女共同参画センター
電子メール	siminkatudou@city.inzai.chiba.jp

６．意見の募集期間

令和８年１２月２日（水）～令和９年１月７日（木）
※郵送の場合は、令和９年１月７日（木）当日消印有効

７．意見の取扱い

（１）提出された意見は、単に賛否の結論を示したもの、趣旨が不明確なもの及び住所・氏名の明記されていないものを除き、制度の創設において参考とするものとする。

（２）提出された意見等については、市ホームページで公表（印西市情報公開条例（平成１２年条例第２４号）第７条に規定する非公開情報に該当するものは除く。）するものとし、意見の提出者に対する個別回答は行わないものとする。

８．施行日

令和８年１２月１日